

●香川県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年1月18日から同年2月8日まで一般の縦覧に供する。

平成25年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 下高瀬高瀬線（222号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市三野町下高瀬字八幡2276番2 地先から 三豊市三野町下高瀬字八幡2344番1 地先まで	8.9~25.1	275	平成24年香川県告示第 351号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成25年1月18日